

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

境 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 長田地区

(1) 現況

本地区の一部は市街化地域に隣接し、東西には二つの改良区によって囲まれた田園地帯となっている。西部は豊富な水源を利用した町の穀倉地帯であることから水稻を中心とした農業が盛んであり、北部地区は露地野菜を中心とした農業経営が展開されている。近年は特に兼業化が進行していることから、担い手への農地の集約化に取り組むことが課題となっている。

また、基盤整備後年月の経過により施設の老朽化が著しく農業用排水路や農道などの保全管理の在り方が課題となっている。

さらに、消費者においては、安全・安心な農産物であることに加え、付加価値のある農産物への需要も年々高まっており、環境に配慮した農業の取組が必要となってきている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地区では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 森戸地区

(1) 現況

本地区は町の南部に位置し、町で一番の農業従事度の高い地区である。特に利根川に隣接した南部地区は露地野菜を中心とした経営体が多く施設野菜についても盛んな地域である。

一方北部地区では、水稻を中心とした兼業農家がほとんどであるた

め、今後の担い手の確保や集積に関して重要な課題となっている。

また、基盤整備後年月の経過により施設の老朽化が著しく農業用排水路や農道などの保全管理の在り方が課題となっている。

さらに、消費者においては、安全・安心な農産物であることに加え、付加価値のある農産物への需要も年々高まっており、環境に配慮した農業の取組が必要となってきた。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地区では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3. 静地区

(1) 現況

本地区は町の西部に位置し南部に利根川を有し、東西に圃場整備を完了した改良区の受益地が広がり町の穀倉地帯となっており、担い手への農地の集積がすすんでおり、麦・そば等の生産が行われている反面、一方では兼業化がすすんでいる。

南部の利根川に隣接した地域は露地野菜の生産が非常に盛んであるとともに、北部についても担い手を中心に広大な露地野菜の一団地が形成されている。

基盤整備後年月の経過により施設の老朽化が著しく農業用排水路や農道などの保全管理の在り方が課題となっている。

さらに、消費者においては、安全・安心な農産物であることに加え、付加価値のある農産物への需要も年々高まっており、環境に配慮した農業の取組が必要となってきた。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地区では、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能
発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	長田地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	森戸地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
③	静地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内においては特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の(1)の規定に基づき、県が設置する、地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し、相互に連携・協力を図るものとする。